

発議第3号

地方自治法改正法案に係る「国の補充的指示」の慎重審議を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

令和6年6月14日提出

提出者 愛南町議会議員 金繁 典子

賛成者 愛南町議会議員 少林 法子

地方自治法改正法案に係る「国の補充的指示」 の慎重審議を求める意見書

政府は、現在開会中の第 213 回通常国会に地方自治法の改正案を提出した。この改正案では、大規模災害や感染症まん延など「国民の安全に重大な影響を及ぼす事態」が発生した場合、個別法に規定がなくとも「国の補充的指示」として、国が自治体に対して法的義務を持つ指示を行なうことができるとの特例を設けることとしている。

しかし、この「補充的指示」の要件となる「国民の安全に重大な影響を及ぼす事態が発生し、又は発生するおそれがある場合」については、どのような事態を想定しているのか具体的に示されておらず、また立法事実も明らかにされていない。さらに「緊急性」の要件を外してしまっている。

これは、2000 年の地方分権一括法で明確にされた「国と地方は対等」「国の関与は必要最小限とし、地方公共団体の自主性・自立性に配慮したものでなければならない」とする考えに反するものである。この改正案に対し、全国知事会は「国と地方の対等な関係が損なわれる」との懸念を示し、「国の指示が地方自治の本旨に反し安易に行使されることがない旨が確実に担保されるよう」求めている。日本弁護士連合会も「曖昧な要件のもとに国の指示権を一般的に認めようとする点で、地方分権の趣旨や憲法の地方自治の本旨に照らし極めて問題があるものである」と改正案に反対する意見書を提出している。

本議会は、国と地方自治体の健全な関係を維持、発展させる観点から、政府と国会に対し、「国の補充的指示」を含む地方自治法の改正法案の審議を急ぐことなく、広く全国の地方自治体関係者の声を聞きながら丁寧で慎重な議論を尽くすことを求めると同時に、先に述べた地方分権一括法によって明確にされた地方自治の本旨たる団体自治や住民自治を制限するような地方自治法改正は行わないことを求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 6 年 6 月 14 日

愛媛県愛南町議会議長 佐々木 史仁

衆議院議長 殿
参議院議長 殿
内閣総理大臣 殿
総務大臣 殿